

2

解体等工事を行うときの規制の概要

2.1 関係法令等

建築物等の解体等工事を行う場合、大気汚染防止法等の関係法令等に基づき、適切に届出や作業等を行ってください。解体等工事を行うときのアスベスト関係の主な法令等は以下のとおりです。

本マニュアルでは、特に断りがない場合、大気汚染防止法、札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく取扱いについて解説しています。その他の関係法令については、担当部署にご確認ください。

●大気汚染防止法、札幌市生活環境の確保に関する条例

法令の目的	●建築物等の解体、改造・補修作業時におけるアスベストの大気中への飛散防止
規制対象	●全てのアスベスト含有建材
アスベスト関係の届出等	●事前調査結果 →着工前までを目安に札幌市及び労働基準監督署に報告 ●特定粉じん排出等作業実施届出書(レベル1～2建材のみ) →特定粉じん排出等作業を開始する日の14日前までに提出 ●特定粉じん排出等完了届(レベル1～2建材のみ) →特定粉じん排出等作業が完了した日から60日以内に提出
相談窓口	●札幌市環境局環境対策課 札幌市役所本庁舎12階 電話:011-211-2882 メールアドレス: kankyo_taisaku@city.sapporo.jp

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

法令の目的	●解体作業時に発生する廃棄物の適正な処理
規制対象	●解体作業時に発生した廃石綿等、石綿含有産業廃棄物
アスベスト関係の届出等	●特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書 →設置又は変更した日から30日以内に提出
相談窓口	●札幌市環境局事業廃棄物課 札幌市役所本庁舎13階 電話:011-211-2927

●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

法令の目的	●特定の建設資材について、その分別等及び再資源化等を促進
規制対象	●特定建設資材に付着した吹付けアスベスト、その他のアスベスト含有建材
アスベスト関係の届出等	●建設リサイクル法の届出書、再資源化に関する計画書(面積等要件あり) →工事に着手する日の7日前までに提出
相談窓口	●札幌市都市局建築安全推進課 札幌市役所本庁舎2階 電話:011-211-2867

●建築基準法

法令の目的	●建築物に係る最低の基準を定め、国民の生命、健康及び財産を保護
規制対象	●吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール等、飛散のおそれのあるもの
相談窓口	●札幌市都市局建築確認課 札幌市役所本庁舎2階 電話:011-211-2846

●労働安全衛生法・石綿障害予防規則

法令の目的	●労働・作業環境の保全
規制対象	●全てのアスベスト含有建材
アスベスト関係 の届出等	●作業計画届出(解体等の作業届出) ●事前調査結果 →着工前までを目安に札幌市及び労働基準監督署に報告
相談窓口	●労働基準監督署※ ¹

※¹ 工事が行われる市内の区域により、2か所の労働基準監督署が対応しています。

名 称	所在地・連絡先	札幌市内管轄区域
札幌中央 労働基準監督署 安全衛生課	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎7F TEL 011-737-1192(代表)	中央区・北区・南区 ・西区・手稲区
札幌東 労働基準監督署 安全衛生課	札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2-5 TEL 011-894-2816(代表)	東区・白石区・厚別区 ・豊平区・清田区

各法令等について不明な点があれば、必ず事前に各相談窓口へ相談し、法令等に違反した作業を行わないよう注意してください。

